

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

第八条 削除

(県外産業廃棄物の搬入状況の報告)

第八条 条例第八条第一項の規定による届出をした者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の県外産業廃棄物の搬入の状況を県外産業廃棄物搬入状況報告書（様式第三）により知事に報告しなければならない。